

2021年8月30日
丸紅新電力株式会社

2021年8月11日からの大雨により被災された地域にお住まいのお客さまに対する

電気料金の特別措置について

(中国電力ネットワーク株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2021年8月11日からの大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般東北電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2021年8月30日現在の特別措置の内容は、次のとおりです(中国電力株式会社WEBサイト2021年8月18日プレスリリースより)。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村

【島根県】江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

【広島県】広島市(全区)、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【島根県】浜田市、益田市、大田市、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町

【広島県】呉市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、世羅郡世羅町

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長(*1)

被災されたお客さまの2021年7月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。)、8月、9月お

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



よび10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

(*1) 支払期日は、支払義務発生日から31日目の日

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない場合には、お客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災されたお客さま(*2)で、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、2022年2月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(*2) 基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限りです。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日：10:30～15:00 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上